

(仮称) 中野区自治基本条例に関するパブリック・  
コメント手続等の実施結果について

1 パブリック・コメント手続の実施結果

- (1) 案件名 (仮称) 中野区自治基本条例に盛り込むべき主な項目と考え方  
(2) 意見募集期間 平成17年1月26日から平成17年2月15日まで  
(3) 提出方法別提出者数 計 12人

提出方法	人数
窓口	2人
郵送	0
ファクシミリ	3人
E-mail	7人

- (4) パブリック・コメント手続における意見の概要とそれに対する区の考え方  
別添1のとおり

2 (仮称) 中野区自治基本条例についての意見交換会の実施結果

(1) 意見交換会の実施と参加者数

- ① 2月3日(木) 午後2時～4時 野方地域センター  
参加者 15人 ※区民と区長との対話集会として実施  
② 2月5日(土) 午後2時～4時 区役所7階会議室  
参加者 16人  
③ 2月9日(水) 午後2時～4時 南中野地域センター  
参加者 4人

- (2) 意見交換会における意見・質問の概要  
別添2のとおり

## パブリック・コメント手続における意見の概要とそれに対する区の考え方

## 項目 1 前文について（3件）

No	意見の概要	区の考え方
1	前文は削除、若しくは審議会答申の次の4項目を謳う内容に改稿してほしい。 1 施策形成過程の早い段階からの参加の保障(特に答申に示された理由が重要) 2 区民の参加を保障する情報提供 3 区民の意見への区の応答義務 4 区民の取り組みを尊重した区政運営	前文は、条例の精神を表現するものであり、区民の意思に基づいて区政を運営していくべきことを述べています。審議会答申の「自治基本条例の検討にあたっての基本的な視点」の4つの視点については、条例の規定の中に反映させています。
2	「区民が自ら行動し、自ら築くまちづくりの主役になる」とあるが、意味不明であり、どういう意味か明示すべきである。我々に今ないものの、何を強要しているのか。そこでの負担の公平、意思実現の公平がいかに図られるのかも明らかにすべきである。	区民が愛着と誇りを持つふるさと中野をつくるためには、区民自身がまちづくりの主役となり、区政が区民の意思に基づく決定と運営を行うことが必要になると考えます。
3	憲法らしく理念のみをあげて、手続的なことはやめるべきである。憲法は平和憲法といわれている。中野区は、福祉・環境等々何を憲法前文とするのか、意味不明。	自治体運営の原則や基本的な手続等を規定し、明らかにする条例の制定を考えています。中野の将来像は基本構想で描いています。

## 項目 2 自治の基本原則について（3件）

No	意見の概要	区の考え方
4	自治の定義は「幸福と豊かさを追求する営み」ではない。区民こそが区政の主人公であり、区政は区民の意思によって自治的に治められるのが「区民自治」である。区長など執行機関はそのために貢献奉仕しなくてはならない。	「共通する幸福と豊かさ」は、自治体を構成する住民が共通の目的として求めていくべき「公益」を表しています。区民と執行機関の関係については、そのとおりと考えます。
5	住民自治とは住民が自治体の政策を決定することである。条例案では不明確な点があるが、以下が基本と考える。 ・主権者は有権者であり、区と有権者は対等ではない。 ・すべての有権者は同じ権利をもつ。 ・十分に意思表示できない者に対しても配慮しなければならない。 また、住民による自治の推進は、有権者が決定権を持つことであり、自ら業務を担うことではない。	行政運営を決めるのは区民の意思です。区民の意思は、選挙その他のしくみにより行政運営に反映されます。この条例では、間接民主制を補完し、30万区民の多様で複雑化した意思を反映した、よりの確な行政運営を行っていくため、区民の区への意見表明や区民同士の多様な自治の活動を推進しようとしているものです。

No	意見の概要	区の考え方
6	「区民の活動主体」という言葉は意味不明である。	ここでの「区民の活動主体」は、公益の実現に向けて活動している区民の団体やグループなどのことですが、ご指摘のとおり、わかりにくいので、「公益のために活動する区民の団体」と改めます。また、「その共通する目的を達成するため、対等の関係で協力し合う」とし、意味を明確にします。

項目3 区民の定義及び権利と責務について（5件）

No	意見の概要	区の考え方
7	区民が主権者であることを明記してほしい。	区民の意思に基づく区政運営を行うことを、前文及び自治の基本原則の中で規定しています。
8	区民とは非有権者を含む概念とする場合と、有権者やそれに準じた人のみを対象とする場合がある。後者の場合も、子どもに年齢に応じた発言権を認め、外国人に同等の権利を認めるべきである。この条例案では「区民」が不明確なまま使われていて、整理が必要である。	この条例で規定する自治の主体である「区民」は、その自治の場面により、区内在勤者や区内在学者が含まれるなど多様ですが、参政権をもつ「主権者」とは区別しています。外国人も地域社会の構成員の一人として納税の義務などを負っており、ともに地域社会を構成しているという意味において一定の権利が認められると考えます。
9	区民の定義が書かれていない。審議会答申では、区民に外国人を含むと明示しているが、外国人を「主権者」とすることは、国民主権への重大なる侵害である。	外国籍の住民には、法律が認める範囲内など合理的な制限はあると考えますが、外国人が住民として地域社会に参加していくことは、真に豊かな地域社会をつくるためには欠かせないと考えます。
10	区民の政策周期のすべてにわたり参加する権利はよい。しかし、どう参加できるかを規定し、「このすべてにわたって区民の意見を区報で知らせて、意見をまとめて反映させる」と挿入してほしい。	参加の手續等については、「区民の参加」の部分で規定します。参加の機会を公平・公正に保障することがこの条例の趣旨であり、全ての区民の意見を区報で知らせ、意見を集めることは規定していません。
11	「区民は～責任をもち、～努める」は削除してほしい。区長や議員などの法的に権力を行使する立場と一般区民は違う。この努力目標のような規定は条例になじまない。	区民についても、参加にあたっての責務があると考えます。

項目4 区議会の役割と責務（1件）

No	意見の概要	区の考え方
12	議会の責務が軽すぎる。行政の監視と区民との情報共有にとどまらず、①区民等に対する説明責任をもつ、②報酬や経費が正当なものであることを明確に区民に説明する、または競争原理に基づいて民主的かつ効率的な議会運営をめざす、③区民等の意見を常に聴取する義務をもつ、を責務とすべきである。	①議会として発行する広報や議員個人の活動により行われていると考えます。②報酬や経費は、別に定める条例を根拠に決まっています。③陳情や請願の取扱いを含め議会運営上のことは議会に委ねられています。

項目5 執行機関の役割と責務（1件）

No	意見の概要	区の考え方
13	説明責任について、単なる努力目標とにならないよう「区のすべての区民の意見、質問に対して、今までの答えの繰り返しではなく、今の検討状況を含めて、一週間以内に速やかに、具体的に回答しなければならない」と補充してほしい。	いただいた意見等の検討期間は、事案によって異なります。区民から提出されたご意見に対して、区が理由をつけて回答することが、説明責任であると考えます。

項目6 区長の在任期間（5件）

No	意見の概要	区の考え方
14	区長の任期は選挙により区民が判断することで、任期を定めることには反対である。	区長は、区の行政を自主的かつ総合的に実施する役割をもち、幅広い事務にわたる権限を有しています。特定の者がこの権限の集中する区長の職に長期にわたり在任することは、自治の理念に照らして好ましくはないと考えます。自治体の長の在任期間について、長期にわたらないよう努力規定を設けることは、活力ある区政運営を実現するため、条例の趣旨に反していないと考えます。
15	現区長が在任期間を限定したいのであれば、みずから誓約すればよく、条例に規定して後任者を拘束するのは越権行為である。長期在任区長の適否は選挙で有権者が判断すべきであり、有権者のこの権利が奪われてはならない。	
16	在任期間は、憲法や地方自治法で基本を定めているので、ここで触れることはおかしいので削除する。	
17	区長多選禁止は別途条例によるべきである。	
18	3期ではなく、2期までとすべきである。	

項目7 行政運営について（6件）

No	意見の概要	区の考え方
19	「9 行政運営」は「6 執行機関の役割と責務」にあたるので、そこに含める。	「9 行政運営」の規定は、執行機関の行うべき行政運営の規定ですが、「執行機関の役割と責務」の規定は、包括的な役割と責務を規定するものであることから、「行政運営」の具体的規定により定めることとしています。
20	基本構想は、理念・基本的な考え方・方向性等であり、具体的なものを決めるものではない。財政状態とは全く無関係とはいえないまでも、直結するものと考えてはならない。	基本構想は、実現可能な中野の将来像を明らかにするものであり、財政状況を踏まえ、策定することが必要であると考えます。
21	財政見通しは基本構想だけに必要なのではなく、基本計画にも必要であることを追加してほしい。	基本構想に基づいてつくる基本計画は財政見通しを踏まえたものになります。
22	「補完性の原理」に基づく基本構想による行政運営には同意できない。	自治基本条例は基本構想の内容を定めるものではありません。新しい基本構想の案では、個人、地域、自治体などさまざまな段階で、主体的に考え、それぞれの役割を果たしていくことが重要であるとの考えをお示しています。
23	公平・公正だけでなく、効率・効果についても、事前・事後の評価が必要である。手段が目的と化さないようにしなければならない。行政目標の設定内容自体を評価する仕組みが必要である。	この条例で規定する行政評価は、効率的、効果的に目標を達成できるかどうかの指標を事前に設定し、目標達成したかどうかを事後評価することとしています。また、目標の設定が適切であったかどうかについても評価し、改善につなげます。
24	行政オンブズマン制度の導入を検討する。これは行政不服審査法の適用外の申し立ても扱う。 「区はオンブズマンの結論を尊重しなければならない。申し立て者に対する説明責任を果たし、（個人情報等の問題がなければ）公表すべきである。」	幅広い公共サービスの利用について、時代の状況に即した不利益救済の仕組みについて整備することを規定しています。

項目8 区民の参加について（5件）

No	意見の概要	区の考え方
25	(4)の手續の例示に、「区民の参加する審議会・協議会・ワークショップ等の設置、対話集会・公聴会の開催、区民意向調査の実施」を追加してほしい。少なくとも意見交換会及びパブリック・コメント手続を実施するものとして、「宣言の採択」を追加してほしい。	「宣言の策定」は、区の重要な決定であり、意見交換会及びパブリック・コメント手続を行う旨規定します。意見交換会やパブリックコメント手続は、区民が意見表明できる機会を保障するものです。審議会・協議会・ワークショップ等は、行政が政策立案にあたって、専門的知見等を得、よりよい政策づくりのために行う手立として位置づけています。

No	意見の概要	区の考え方
26	パブリック・コメント手続は、最後の区民説明会が終了してから2週間以上とってください。時間にゆとりのある高齢者だけの意見になったり、一部の区民に偏る懸念があるため、できるだけ長くしてほしい。	パブリック・コメント手続と意見交換会は、別々の手続と考えています。パブリック・コメント手続によりいただいたご意見を十分検討したうえで、区民全体の利益を考えて、判断します。
27	自治の決定方法 以下のように考える。 1 区民は「真に民主的な方法」によって区の行動を決定しなければならない。「真に民主的な方法」とは、①すべての情報が示され、②十分な検討が行われ、③合理的に決定することである。把握、分析、提案・対策、検証という手順を的確に行わなければならない。 2 区は、主な施策については複数の案を示し、必要に応じてアンケート調査などを行う。(住民投票を重要な意思決定方法と位置づけ、未成年者の参加を排除しない。)	基本的に区政の運営は、間接民主制による手続です。ただし、住民の暮らしや価値観が多様化している今日にあつては、よりの確な区政運営を行うために、参加の手続等を整備する必要があると考えます。条例では区民の意思を反映する区政運営とその基本的な手続の規定をしています。
28	区民の代表は区長と区議会議員であり、区議会こそ「区民の意思に基づく決定」がなされる場である。「審議会」「委員会」などで出された意見は区民を代表するものではない。本条例は区議会を可能なかぎり無力化し、「委員会」などに参加する区民に事実上の代表権を与えることになる。間接民主制の否定であり、公権力の私物化である。	自治基本条例は間接民主制を基本とし、区が施策等を決定していくにあたり、専門的な知見等を得るために、さまざまな「審議会」や「委員会」での区民等の意見を伺っています。区は、区民全体の総意や合意点を見極め、区民全体の公益を実現していく区政運営を行うことが重要であると考えます。「委員会」などに参加する区民が全体の代表であるという位置づけは行っていません。
29	(3)の参加の手続が4つしか述べられていないが、①住区協議会での意見提出、②地域施設の運営協議会等での意見提出、③区民の声、④議会への陳情請願、⑤署名による意見提出を加えてほしい。区民の参加の形態は多様であるべきであり、条例での限定的な記述は改めてほしい。	ご指摘の①②③⑤は「個別意見の提出」に含まれます。ご意見のとおり、区民の参加の形態は多様であるべきであり、条例では「例示」しているのみで、限定はしていません。なお、ここでの参加の手続は、行政(執行機関)への参加の手続であり、「議会への陳情請願」は含みません。

項目 9 共同提案手続について（6件）

No	意見の概要	区の考え方
30	区内の事業所等に勤務する者、区民の学校に在学する者の場合は、複数の活動体にわたる500人以上の連署にするべきである。ディベロッパーなど私企業が自己の私的利益のために提案することを回避するため。	共同提案については、パブリック・コメント手続によりいただいた意見のほか、意見交換会での区民の意見などを勘案し、総合的に判断した結果、「個別意見の提出」に含まれるものと整理し、新しい手続として規定しません。
31	100人以上の署名のある団体要望などどこが違うのか不明確である。	
32	現在でも区民からの政策提案は可能である。共同提案手続を新しく定めることは、この提案に特別な地位を与えることであり、条例化する必要はない。外国人に提案権を認めることは国民主権への侵害である。	
33	区自身が「施策等の効果、財政負担についての考え」を明確には示していない中、提案する区民に強いることはあってはならない。	区も、政策の効果を目標として設定し、最も効果的・効率的に目標達成することをめざします。区民から個別意見の提出として、政策づくりのご提案をいただく場合も、それらのことを踏まえた提案であることが望ましいと考えます。
34	政策提案書作成に区職員の指導が必要である。窓口を開設してほしい。	共同提案手続の規定は設けませんが、区民が政策を企画立案するにあたって、必要となる情報は、区が提供します。
35	提案を却下されたときの再申し立ての機会の規定をつくってほしい。	共同提案手続を新たに設けることはしませんが、さまざまな提案について、それを採用しなかったことについての区の説明を受けて、あらためて提案することができます。

項目 10 住民投票について（2件）

No	意見の概要	区の考え方
36	次の事項を追加してほしい。 ○区民から住民投票を規定した条例制定の直接請求があった場合、区議会は必ず条例を議決しなければならない。 ○区民から住民投票を規定した条例制定の直接請求があった場合の手続は地方自治法第74条に準ずる。 ○区長及び区議会は、迅速な対応のために、あらかじめ複数の条例案ひな型を定めておくものとする。	区民から条例制定の直接請求があった場合、区長は意見をつけて区議会に付議します。区議会はそれを受けて、審議をしますが、必ず議決をしなければならないと義務付けることはできません。この条例でも地方自治法第74条に準じて手続を規定しています。ご意見のひな型を定めることは考えていません。

No	意見の概要	区の考え方
37	住民投票の規定は、地方自治法を補完する意味と解釈する。有効性や利用可能性に疑問が残るとしても、住民投票という言葉が明記した点で大いに価値がある。	ご意見のとおり、この条例により参加のしくみのひとつとして住民投票を位置づけています。

項目 1 1 区民合意による地域協定について（6件）

No	意見の概要	区の考え方
38	区民合意による地域協定の提案を歓迎する。当該地域の18歳以上3分の1の連署という条件から、向こう10年で1回も発動されることはないかもしれないが、このようなアイデアを提起したことを高く評価する。	地域協定の登録については、登録の意義や区民の自治活動へのメリットなどについてわかりにくいなどのご意見をパブリック・コメント手続や意見交換会などでいただいています。こうした状況を区として総合的に判断し、具体的なしくみは設けず、区民が地域の課題解決に向けて合意した事項を区が尊重し、区民の自治を推進することを規定します。
39	住民のみでなく、在勤(企業・商店)も含むべきである。	
40	町会などの取り組みを地域協定にして区に登録しなければならないのか。登録することのメリットがよくわからない。	
41	協定が個人の様々な生き方を否定することにならないかという危惧をもつが、具体例が示されていないので都市計画の地区計画や再開発の事例を基に考えると、対象者の条件については再検討が必要である。例、国有地等の土地所有者が跡地利用に参加しない場合／公共施設の設置・撤廃の場合／店舗等の借地・借家など非住民の関係者がいる場合／建築物など周囲への影響が大きい場合	
42	地域協定は、提案権が外国人にもあることから租界容認のおそれがある。また、特定の団体が組織的に一定地域に居住すればその団体用の租界が可能になる。こうした規定は、区民相互の直接的な利害対立を助長し、地域の融和を破壊するきっかけをつくる。	
43	区は地域協定を公表して区民の意見を聴いた上で適正であれば登録することだが、提起された区民の意見を判断する基準が明らかではない。議会の承認を不要とするのは間接民主制の原理からいって不当である。	

項目 1 2 条例制定の必要性について（3件）

No	意見の概要	区の考え方
44	早急に必要なものとも思われないものを、なぜ今つくらなければならないのか。区民の参加を促すためにはもっと別なことをやってほしい。	地方分権が進む中で、中野区が独立した自治体として、区民の意思を反映した、よりの確な区政運営を進めていくため、区政運営の基本的な事項と区民の参加のしるべき事項を明確にする条例の制定が必要であると考えます。
45	住区協議会や教育委員準公選制など、中野区の取り組みは失敗の歴史であったと総括される。中野区の自治を発展させてきたのは、地道な努力を重ねてきた人たちであり、区長・区議・区職員・区民がそれぞれの立場で努力を重ねたものである。区民参加は新しいものではなく、区民はすでに十分区政に参加している。条例により創設されるものではない。	
46	本条例は、間接民主制の根幹を揺るがすものであり、全面的な撤回を求める。区報にある「区民の活動が自治を発展させる」「自治体の権限が拡大」「これまでの検討経過」については、条例を制定する理由になりえない。具体的問題の具体的解決、問題への機動的で有効な対処が最も必要とされる中野区の行政には、本条例は必要がないばかりか有害である。「倫理」を条例化することは全体主義思想であり、憲法の原則にも反する。	この条例は自治の仕組みや参加に当たってのしるべき事項を定めるもので倫理を定めているものではありません。また、特定の価値を押し付けるものでもなく、誰もが共通し、納得してもらえらるる表現を心がけています。

項目 1 3 その他の事項について（18件）

No	意見の概要	区の考え方
47	なぜ住区協議会の見直しもしないままに、新たに自治基本条例なのか、まず明らかにしてほしい。	「地域センターと住区協議会構想」によって、区は、住区協議会を中心に、参加の区政をすすめるとともに、地域の課題解決のための区民の主体的な取り組みを尊重し、自治の推進をめざしてきました。自治基本条例では、この考えをさらに進め、区政への参加のしるべき事項を明らかにするとともに、地域で活動している団体やグループが、柔軟な発想のもとに、自治の活動を推進する基本的考え方を定めることをめざしているものです。
48	憲法に基づくものであることを明記してほしい。	憲法で規定されている地方自治の本旨との関係は記述していませんが、この条例は、憲法で保障されている地方自治を発展させるものです。
49	無関心層が多く、住民の居住期間が短いという今の中野区民に適した条例かどうか疑問である。住民としての参加意識・意欲は疑問である。	参加は、あくまでも区民の主体的な判断により行われるものと考えます。何かのきっかけで区政に関心を持った人にも参加の手立てがわかりやすく示されていることが重要と考えます。

No	意見の概要	区の考え方
50	参加しない人も認める、いじめ、差別が生じない制度設計にしてください。参加するのが当然で、参加しない人がはじき出される制度に見える。	差別をなくしていくことは、基本構想の基本理念や将来像を実現していく努力の中で、解決すべき課題であると考えます。
51	提案・発議・連署のどれもハードルが高すぎる。区議は2000票以下、区長も2500票である。	区民が責任を持って公益の実現に向けて提案してもらうためには、一定の数が必要であると考えます。
52	自治基本条例に、監査制度を含めるべきである。	個別外部監査制度について、平成17年第1回定例会に条例を提案しています。
53	区役所言葉でわかりにくい。区民のどの層を中心に理解してもらうつもりか伺いたい。区の担当者の解釈でどうとも取れる条例である。	区民にわかりやすい条文とすることが大切であり、留意してきましたが、改めて点検します。
54	現実の社会は行政区域により区切られているわけではなく、また、地域社会が固定した人の集まり、同質な考えで持続した社会と考えるのは誤りである。この点で、自治基本条例案は狭く考えすぎである。	条例は、都市化の進んだ中野のまちにおける自治や参加のしくみを規定しています。
55	区は、基礎的自治体の要件を満たすように努力すべきである。この点での大きな問題は、職員の人事制度、市町村に準じた合併・分割であり、条例に盛り込むべきである。	中野区は、地方自治法に定められた基礎的自治体です。区独自に決定できないことについて、条例で規定することはできません。
56	本条例全体に、強烈なく区民による直接の政治権力行使の指向が見られるが、間接民主制の原理的否定であり、区長にこのようなことをする権限はない。	この自治基本条例では、間接民主制における区的意思決定について、区民による権利行使を定めたものではありません。区民の意思を反映させるため、意見表明等の参加の手続を整備するものです。
57	区長・区議会の職責・権限は、本条例によって、新たに創設されるものではない。すでに規定のあることを新しいかのように規定する必要はなく、すでに規定があることの説明が必要である。	法律の規定と重複することはあえて説明をしていますが、中野区の区政運営における責務の規定は、この条例により明確になると考えます。
58	区民に対する理解等の時間をカットするがごとき愚挙は中野区の自治の歴史に汚点を残す原因となる。なぜ制定を急ぐのか不明である。	参加や自治の検討については、基本構想を描く区民ワークショップ及び基本構想審議会から始まっており、時間をかけて、区民のご意見をいただきながらつくりあげてきたものです。
59	このパブリック・コメントは、この条例が3月の議会で議決する予定であれば、いち早く公表して、議会に反映させてほしい。議決後に公表するなど、決してないようお願いする。	パブリックコメント手続により提出いただいたご意見の概要とそれについての区の考え方は、議会での議案審議における資料となります。区民のみなさんにも、議決に先立って公表します。

No	意見の概要	区の考え方
60	議会や委員会を夜やってください。政治が身近になるよう地域センターで委員会をやってください。	区議会の運営へのご意見として区議会にお伝えします。
61	傍聴の規則はもっとゆるめたらどうでしょう。発言できずに聞いているだけではばかしい。	
62	教育委員を公選に。	教育委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、議会の同意をえて区長が任命することになっています。
63	指定管理者制度は住民自治に反する。	自治基本条例では、指定管理者制度について規定していません。なお、指定管理者の制度は、地方自治法に基づくもので、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としているものです。
64	No. 4の説明のときNo. 5で財政見通しを示すとしていたが、示されなかったことについて説明責任を果たすとともに、改めてほしい。	No. 5では、国の三位一体改革との関係などから財政見通しをお示しすることができませんでした。10か年計画の案のご説明の中でお示していきます。

## 意見交換会における意見・質問の概要

分類	番号	意見・質問	回答
前文	1	前文に「区民の最大の幸福を実現」とあるが、これは区民自身の努力によるものであり、条例は道具の一つでしかない。(意見)	
政策周期	2	政策周期という用語について、漢字から意味は概ね想像できたし、説明もあった。新しい言葉を使うのはいいと思う。	審議会の中で、「政策・施策・事務事業の課題設定、企画立案、検討、実施、評価、見直しの過程のすべてのこと」を表現したいということが出てきた言葉である。
政策周期	3	政策周期という言葉がよく分からない。労作をつくっているのだから、丁寧に説明しもっと分かりやすく表現すべきだ。	説明するときに、もっと分かりやすくする必要があるので思っている。
政策周期	4	政策周期に参加する権利を、「初期の段階からの行政運営に参加する権利」、あるいは「すべての段階への行政運営に参加する権利」とした方が分かりやすいのではないか。	政策周期については、初期からすべての段階にというイメージで注釈をつけている。ご意見を参考にさせていただきたい。
区長の在任期間	5	「区長の職にある者は、連続3期を超えて在任しないよう努めるものとする」とあるが、審議会ではそれについて両論併記のような形で答申が出ていたと思う。中野区では、かつて議員立法で在任期間に関する条例が提出されたがうやむやで終わっている。ここでこの条文が出てきたのはどういうわけか。	区長の任期については、審議会答申では両論併記であるが、長期にわたって区長が在任することについての問題点や課題についてはきちんと議論されている。区議会では、議案として審議中である。そうした状況を踏まえて、区として、自治基本条例のなかできちんと規定すべきだと考えて提案している。
区長の在任期間	6	区長の在任期間について、自治基本条例に盛り込まなくてもいいのではないかと思う。	審議会では、区長在任期間については、条例のなかに入れてもおかしくない、別途、長の任期に関する条例を定める方法もあるなどの議論があった。区としては、こういった議論を踏まえながら、議会でも区長の任期について議論されている状況を鑑み、中野の自治は議会も取り込んだ自治体の運営であるから、議会・区民の意思を踏まえるならば、中野の自治の基本を定める条例に、区長の任期に関する努力規定を盛り込み、民主主義のよりよい姿を位置づけるべきであるという判断をしている。
区長の在任期間	7	区長の任期を自治基本条例に入れるのはおかしい。区長は、区民が選ぶものであるから条例で規定する必要はない。(意見)	

分類	番号	意見・質問	回答
行政運営①	8	「区は基本構想を財政見通しを踏まえたうえで策定するとともに」とあるが、財政見通しは立っているのか。	基本構想、自治基本条例ともに平成17年第1回定例会で議決していただくように準備を進めている。基本構想の案は、今後の経済的な見通し、人口推計、産業の状況などのデータを踏まえてつくっている。
行政運営④	9	「職員の公益通報に関する事項」とあるが、これはどういうことか。	中野区は、「中野区職員の公益通報に関する要綱」を、職員が職務上の他の職員の違法な行為を発見したときに、それを通報することによって区の公益の全体的損失を未然に防ぐというシステムである。
行政運営⑥	10	「執行機関は個人情報保護をしなければならぬ」とあるが、これは一般的にいう公務員の守秘義務であるのか、特別公務員の守秘義務であるのか、どちらなのか。	公務員として守秘義務があることは当然として、区は「中野区個人情報の保護に関する条例」をもっており、それに則って、機関として個人情報を保護しなければならないと規定しているものである。
区民の参加手続	11	パブリックコメントの内容については、期間が終わってから全部まとめて公表するのか、それとも期間中でも公表するのか。期間中に公表されれば、寄せられた意見に対して、私はこうであるということと言える。そうなれば、意見交換会と同じような議論がパブリックコメントの中でできるのではないか。	期間中の公表はしない。区の最終意見を固めるために行う手続であり、区民同士の議論は、意見交換会で行っている。意見交換会で出された意見も踏まえて、区としてはこう判断したというものを公表したい。
区民の参加手続	12	パブリックコメントという言葉が非常に馴染みが薄い。特に高齢者には難しいので、意味そのままの表現に変えてほしい。(意見)	
区民の参加手続	13	自治基本条例についてのパブリックコメントの期間が短い。意見交換会の最終回から1週間にも足りないのは疑問である。	自治基本条例のもととなる自治と参加については、基本構想を描く区民ワークショップ等での検討、審議会、シンポジウム、意見交換会を経てきている。
区民の参加手続	14	末端から区民が自治に参画していこうと考えても、意見を出しにくい現状がある。大勢の区民が大勢の役所の人間に意見を出せるような仕組みにしてほしい。	区民が自分の意思で発言し、それを区が受け止めていくことは重要なことである。各部署、現場がきちんと受け止め対応していけるよう、職員の意識の在り方を変えていく努力を続けていく。
区民の参加手続	15	みんなの意見を聞いて調整してというくだりが2カ所ほど出てくるが、本当に切羽詰っているところはみんなの意見を聞いてはダメである。こういうところは話し合いは必要ない。全部話し合いにしていたら、必要な措置が手遅れになってしまう。	自治基本条例は区民の意見を受け取る手続についても規定する。区は、緊急対応すべきことについて即決しなくてはならないこともある。参加の形態は一律ではなく、事案によって異なると考えている。

分類	番号	意見・質問	回答
区民の参加手続	16	地域会合をやるのはいいけれど、出席するにも数が多すぎて限界。すべてに関心を向けることは難しい。審議会などの資料は、傍聴者用に回覧すべきだ。資料を事前に郵送するなどして審議会ではきちんと議論してもらわなければならない。(意見)	
区民の参加手続	17	意見交換会でたくさんの方が集まり有益な意見が出ればいいが、参加者が少ないと、一人の強い意見が出た場合、それが吸い上げられてしまうと片寄ったものになってしまう。ワークショップのように公募することによって検討結果をきちんとまとめたものを区民の意見としたほうがよい。(意見)	
共同提案手続	18	共同提案の意味がよくわからない。請願、陳情、要望書といったものと、どう性質が異なるのか。また100人以上の連署という基準だが、ハードルが高すぎる。政策提案書の内容はどういうものか。提案が受け入れられなかった場合、申立ては可能か。	共同提案は要望型ではなく、政策提案型と考えている。区民も主体的に政策に加わるための手続と位置づけているもので、連署を集めることについては、多くの区民の意思を確認するために必要なことと考えている。また、提案を受け入れるのは現時点では困難との判断を示すことも考えられるが、その場合、再度練り直して提案していただくこともあるのではないかと考えている。
共同提案手続	19	共同提案にあたり、区の中に指導してくれる部署を作ってもらいたい。	区民の方から共同提案についてのご相談を受けた場合、関係部署と検討しながら、必要な情報提供をおこなうなどしていく。
住民投票	20	住民投票での発議は区民については必要数は不要でもいいのではないかと。また有権者に限定せず、18歳以上まで可とする等、対象を拡大できないものか。	住民投票の実施に際しては、案件ごとに条例を制定することが必要であり、その条例の直接請求は、有権者であることと、一定数の連署が必要であると考えます。案件ごとの条例の中で投票できる人の年齢などを決めていくことになる。
地域協定	21	地域協定における、登録の意味を説明してほしい。また地域協定をつくったとしても、住民が転居してしまったらルールは守られていくのかが疑問である。	登録の意味は、ひとつは、地域住民の総意であることを区が認識することであり、それは施策を実行する際に地域協定を区が尊重しなくてはならないということである。ふたつめは、後から入ってきた住民に対し、区としても地域協定をきちんと周知するという意味がある。また、協定は、住民の責任のもと、不都合な部分が出てきた場合は、これまでの地域協定を上書きし、内容を変更したりしていくことが必要である。

分類	番号	意見・質問	回答
地域協定	22	マンションが増え、新住民が増えている。町会の名簿だと、集合住宅名で示されているだけで、同じ住民として一体感をつくっていくことが難しい。地域で決めたルールも、どういう形で知らせていくかが気になる。	ごみ問題や通学路の安全など、地域全体で共有する課題は多く、働きかけをお互いにしていくことが大事である。
地域協定	23	「区民合意による地域協定」とあるが、地域の範囲はどのように解釈したらいいのか。	区が地域を指定することは考えていない。区民が、このルールをどういう人たちと共有しているかということから地域の設定は始まると思う。
地域協定	24	地域協定の例は、私は、他区に関わるような利害関係に関する事だと思っている。そうすると、権利義務を有する人の範囲が中野区の行政の枠を超えてしまうこともあるのではないかと。地域協定の法的な意味を教えてください。	生活していくうえで地域の課題が出てきたときに、それを自分たちが解決していくにはどういう取り組みが必要かということから始まると思っている。区民同士が合意できる範囲を自分たちで決めて、そこでの地域協定を登録してもらうという制度である。
地域協定	25	地域協定とは、問題ごとに住民が地域でまとまれば、行政が話し合いに乗ってくれるということか。	地域の方が地域の取り組みをするというのが地域協定である。地域の方が自主的に活動することを取り決めるものであり、区に何かをしてほしいというものではないと考えている。ただ、協定づくりにあたっての相談や情報提供は、区として必要なことと考えている。
地域協定	26	140店舗をもつ商店街に住んでいるが、たばこのポイ捨てに悩まされている。その商店街の3分の1がまとまって、例えばポイ捨てに対して千円の罰金を課すという協定を結んだら、商店組合の法的拘束力はどうか。	区民みずから守るものをルールとして決めましょうということなので、ルールによって他者の権利を侵害するようなことはできないと考えている。ポイ捨てについては、商店街がそこをポイ捨て禁止にする場合、自分たちが率先して灰皿を置いたりPRしたり、協力を求めるところまではできるのではないかと。直ちに商店街の合意だからといって、罰則を課すのは難しいと考えている。ただ、区がポイ捨て禁止条例を施行して、地域を指定するような場合、その商店街が熱心に活動をしているということが分かれば、そこを候補として進めていくということにはなると思う。
地域協定	27	三鷹市立第四小学校では学校教育ボランティア制度を導入し、多くのボランティア・スタッフがいる。中野でもそうした学校を模索することはできないだろうか。	その事例では、校長先生の取組みに卓越したものがあつたとうかがっている。そうした校長先生の存在に関らず、地域に牽引力があれば、学校も変われると思う。たとえば中野区立第四中学校の取組みは、学校と地域の深いつながりを示す一例であり、注目している。

分類	番号	意見・質問	回答
地域協定	28	具体例を挙げると、斜面のマンション建設について、都が許可を出したものに対して地域住民が反対した場合、地域協定を結べば建設できないようにできるのか。住民の総意で不合理だと思ったことに対しての執行権を認めてほしい。	公権力の側が区民の執行権を認めるかという、法律で認められているものに対しての権利規制は想定していない。
自治基本条例全般	29	自治基本条例と基本構想との関係性を教えてほしい。国で例えれば、どちらが憲法に位置づけられるのか。また、区民が自治を営むという表現があるが、自治とは国との関係の中で使われるものであり、自治の主体は執行機関であると思うがいかがか。 中野区の自治基本条例について、新規性はどこにあるのか。加えて、国の施策と自治基本条例との整合性は。	基本構想は地方自治法で定められているもので、行政の基本計画にあたる。一方、自治基本条例は自治体の基本的な方向性を示す自治体政府の基本法であり、自治体運営の基本原則を定めるものと考えられる。憲法では基本的人権といった、権利性の内容まで規定しているので、それに比べると自治基本条例は憲法のように幅を持つものではない。ただ、自治体における一番上位の条例に位置づけられるという意味で、最高法規性という側面はあると考えている。基本構想については国においては、同等の位置づけのものは存在しないと思う。 自治には団体自治、つまり機関を通じて執行される自治という考え方と、自治の源泉は住民に由来するという意味で、住民自治という考え方がある。住民自治は直接に機関に働きかけていくだけでなく、機関に任せず住民が直接に地域を運営していくことも含まれる。条例で言う自治は団体自治であると同時に、住民自治であるということである。 中野区の自治基本条例の持つ新しさは、地域協定というルールを住民がつくり、それを区が侵害しないという部分にあると思う。またこの条例は、国の進めている施策や法律との矛盾はないと考えている。
自治基本条例全般	30	基本構想や自治基本条例は区役所の作文だと思うので、せつかく作るのだったら、区民に分かりやすい表現にすべきである。(意見)	
自治基本条例全般	31	抽象的なものを具体的に言うことは難しいことはよくわかる。条例は数学の公式だと思っていいのか。他自治体をよく見て作ってほしい。	条例のほか、手続などについて定めるPRIに必要な解説書のようなものをつくることを考えている。

分類	番号	意見・質問	回答
自治基本条例全般	32	自治基本条例については、全体的に大変良いことだと思う。ただ行政側がやらなければ、やらないでも済んでしまうシステムのような気もする。末端の、実行の場でいろいろと意見を言えるようでないとは機能しない。たとえば子どもの学力低下について危惧を抱いた時に、容易に学校に行き意見を言えるような、そんな仕組みであってほしい。	区は応答義務、説明責任はきちんと担保していく。また参加の仕組みそのものは、一度決まってしまうと変えることができないといったものではない。いろんな形で提案いただいたことについては、採用、あるいは不採用に至った経緯はきちんと説明していく仕組みになっている。たとえば学校の経営主体は地域が行うとした場合、地域協定はそういう仕組みを下支えするルールになると考えている。その場合、実際には法的にクリアしなければならない部分は多いと思うが、地域そのものが自治を作っていくための基盤になるのではないかと考えている。
自治基本条例全般	33	新しい自治の時代、区民側の意識をしっかりとさせないといけない。区側も区民とどうパートナーシップを築いていきたいのかを示すべきである。区報の臨時号の説明だけだとわからづらい。	この仕組みをつかって区民のみなさんがどういふことを実現するかで、条例を制定したことの価値が決まってくると思う。その意味で区も説明の仕方を工夫していかなければならない。ただ、これをやるといふとあらかじめ区が示すと、それをすることが目的となってしまうがちである。区民が地域協定という仕組みをつかって、何をするか追求してほしい。区もそこに関わってほしい。
住区協議会	34	身近な問題を話し合う場として住区協議会がすでに存在している。住区協議会は町会、自治体に代わる新たな位置づけだという意気込みがあった。とはいえ、活動レベルが町会、自治会に至っているとは思えず、そんな中でまた新たなものを作ることに抵抗がある。	住区協議会は町会、自治会の代替ではない。基本的には行動規定を持たない組織として、様々な意見を持った人々、様々な団体の合意を形成する場である。住区協議会を地域合意形成の場として位置づけ、役所が事務局機能を担ってきたが、区民の自主的な取り組みを尊重すべき観点からみれば反省すべき点かもしれない。
住区協議会	35	地域センターの組織が変わると、住区協議会は継続できなくなるのではないかと。住区協議会は、地域団体や区民一般の方たちが地域の問題を細かいところまで話し合ってきた。個々に意見を吸い上げるようなことが書いてあるが、それだと自主グループになってしまい、住区でやっているようなことまでは出来ないのではないかと。住区では、一人の小さな意見でも、それが地域の問題だということになれば話題として取り上げてきた。こういうやり方でないと、一人の意見が反映されないのではないかと。(意見)	

分類	番号	意見・質問	回答
住区協議会	36	将来的には住区協議会はなくなり、その活動拠点でもある地域センターもなくなっていく。果たしてそれでいいのだろうか。NPOは、自ら志を持って行政の補完的な役割を担う存在かもしれないが、住民は全ての人に志があるわけでもなく、また難しい議論に耐えられるものでもない。誰でも参加できるという意味でも、住区協議会の役割は依然として必要だと思うがどうか。	住区協議会は、区が勝手に活動の存続や停止を決めるものではない。地域センターは、行政窓口という点では、現在の財政状況では15という数を維持できない。業務が集中する箇所を残し、5ヶ所程度に集約していきたい。地域の活動拠点という点では、区民活動センターとして再編し、現状の数を維持していきたいと考えている。管理運営については区民がつくる運営委員会に委託し、また、区民と区との協働を維持・発展させていくためのコーディネイトができる人材を雇えるようにしたい。職員については地域と連携を持っていけるような形で配置していきたい。
その他	37	基本構想を描く区民ワークショップの第4分野は「新しい自治のあり方」を検討し、今もそれが発展して活動を続けているが、条例の策定はそこと関係して進めているのか。	ワークショップを終えて、引きつづきグループでの活動は自主的なもので、具体的に地域の課題を見つけて、地域に働きかけたりしており、条例の内容について検討しているのではない。そのメンバーの一人は審議会の区民委員であったし、よく審議会を傍聴していた方もおり、検討過程については知っている。条例づくりそのものへの区民参加はワークショップまでだが、検討結果は生かせるような形にしたいと思っている。ただ、審議会には専門委員もいるので、すべて区民の方の意見では決められない。お互いの意見を咀嚼して、いい方向性を選択してきたと思っている。
その他	38	区内の高齢者福祉センターを利用しているが、10年ほど前に、行政から利用者の中で実行委員会を作って、予防介護に関するイベントをやってほしいといわれた。主権は住民にあるのだから、自らが地域の人たちとこういふことをやりたいと思ったことをやり、行政側は住民にやってくれといえればいいだけではないか。条例がない今も自主的に活動しているので、条例のあるなしは関係ない。(意見)	